平成２４年（フ）第４６４号
川崎市高津区北見方２丁目12番16号　グリーンハイツ105
債務者　廣川ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７０号
川崎市幸区南幸町２丁目68番地　第２沼田ビル403
債務者　円谷　勝明
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８８５号
横浜市緑区中山町1154番地　サンハイツ202号、住民票上の住所埼玉県川口市大字東本郷1402番地の３
債務者　谷口　由美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３０号
横浜市保土ケ谷区今井町161番地１　清水マンション301号
債務者　寺崎　千穂
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３８号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目279番地
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１０３号
神奈川県大和市南林間８丁目15番10号　柳川ハイツ103
債務者　佐藤伸太呂
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１０４号
神奈川県大和市南林間８丁目15番10号　柳川ハイツ103
債務者　佐藤和花奈（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２１号
神奈川県鎌倉市極楽寺１丁目３番１号、居所神奈川県鎌倉市腰越１―２―１　聖テレジア病院
債務者　久松　真和
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７３号
岡山市中区賞田261番地１グリーンパーク賞田103号室、旧住所岡山市中区雄町471番地34
債務者　福田　　守
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
熊本県上天草市松島町合津6776番地
債務者　須﨑　賢二
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２２６号
愛知県豊橋市二川町字西向山163番地の５
債務者　瀧日　忠昭
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２８号
愛知県新城市字町並199番地
債務者　安形　忠久
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２０５６号
横浜市栄区金井町114番地　コーポ向103号
債務者　橘　　陽子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜６丁目21番13―301号　ロイヤルマンションＳＴ－３
債務者　眞壁　栄子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１９２号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目25番11―501号　大謝名団地
債務者　安座間美子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部